

を検討し別のかたちでの補助の継続が望ましい。

そのためには組合等及び中小企業が本当に何を望んでいるのかの状況を分析する必要がある。

- b 改善計画に係る認定申請書（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行規則・様式2）には目標の記載が要求されているが、県の様式にはない。目標値を実績報告書添付資料に記入させることによって成果の判断が可能となるはずであるから実施する必要がある。

ス (8013) 信用保証料率低減事業（要綱：平成14年4月1日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

中小企業制度融資を利用する中小企業の信用保証料の軽減を図るため、山口県信用保証協会に対し保証料引き下げ分を助成する。

県は、山口県中小企業制度融資（以下「制度融資」という。）を利用する中小企業の信用保証料負担の軽減を図るため、山口県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が制度融資の各資金について別表第1又は第2に定める特別保証料率により債務保証をしたときは、当該資金に係る保証料率を特別保証料率に引き下げたことによる保証料収入の減収額に相当する額を保証協会に補助するものとする。

b 補助対象事業

山口県中小企業制度融資を利用する中小企業の信用保証料のうち保証料を特別保証料率に引き下げたことによる補助事業

c 補助事業者等

山口県信用保証協会

d 補助金（平成14年度から実施）

（単位：千円）

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成14年度	39,898	—	39,898	—
平成15年度	142,239	—	142,239	—

平成15年度の主な内訳

（単位：千円）

項 目	補 助 額	平残に対する補助立
経営支援特別資金	106,062	0.0035
緊急雇用対策資金	8,426	0.0035
経営安定資金	5,865	0.0035
季節資金（年末資金）	5,241	0.0030
その他 9 資金	16,645	
計	142,239	

e 補助金額の算出

補助金の額は、平成14年4月1日以後に保証協会が債務保証をした制度融資の各資金について、当該年度の4月1日の属する年の1月から12月までの各月末における保証債務残高の平均額にそれぞれ別表第1又は第2に定める補助率を乗じて得た額の合計とする。

なお、別表第1は、平成14年4月1日から平成16年3月31日までに保証協会が債務保証をしたもので適用し、別表第2は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までに保証協会が債務保証したもので適用する。

特別保証率の算定は山口県中小企業金融サポートシステム懇話会の意見を聴取して県が行っている。

(イ) 監査の結果

指摘はなし。

(ウ) 意見

交付申請書（1号様式）

保証承諾件数、保証承諾額を記載する意味が不明。費用の管理資料としてはむしろ、残件数、残額のほうが重要な指標と考える。

セ (8014) 貸付管理費（要綱：平成12年10月10日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

小規模企業者等が創業又は経営基盤の強化を図るため設備を導入する場合に、設備資金の一部を貸し付ける事業を行う財団法人やまぐち産業振興財団に対し、人件費及び事務費の一部を助成する。

- b 補助対象事業
設備資金貸付事業に対する貸付管理費
- c 補助事業者等
財団法人やまぐち産業振興財団
- d 補助金額（平成12年度開始）

（単位：千円）

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成12年度	21,690	—	21,565	124
平成13年度	21,371	—	21,371	—
平成14年度	20,588	—	20,586	2
平成15年度	19,984	—	19,984	0

平成15年度の内訳 人件費 16,611千円、事務費 3,373千円

- e 補助金の算定
事業実施に必要な経費（人件費、事務費）のうち知事が必要と認める額（対象経費は要綱別紙のとおり。）

(イ) 監査の結果

a 合规性

- (a) 知事が定める日がない。
- (b) 対象経費のうち福利厚生費の（同業者団体が加入する任意団体）共済年金拠出金が補助対象とされていないが、補助されている。要綱を定めるとき失念したものと考えられるが合规性に反することになる。

b 経済性

財団の設備資金等事業会計の収支計算書によれば、その他収入として受取利息が534,530円計上されている。これは各貸付企業からの償還金受入後、県に貸付金を返済するまでの期間に発生する利息である。

財団は県からの無利息資金を扱うことからこの利息は県が受け取るべき筋合いのもので、補助金と相殺して精算するべきである。

(ウ) 意見

実績報告書の様式を検討したほうがよい。

実績報告書には貸付件数、貸付金額のみを記載するようになっているが、貸付金の管理状況（既貸付金の変動）も記載すべきである。そうしないとこの事業に係る費用がどれくらいレベル（貸付管理費の比率等）なのかの判定ができない。

市中金融機関とのコスト比較が目安となる。管理する件数は年々増加しているが事業費は余り変わっていない。

貸付内容を確認する項目がない。

小規模企業等設備導入資金の状況

（単位：千円）

貸 付 年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	合 計
貸 付 額	(43件) 317,209	(22) 237,160	(26) 336,185	(22) 317,500	(113) 1,208,054
前年度以前の償還額	0	0	0	0	0
本年度の償還額	65,046	0	0	0	65,046
償 還 免 除 額	0	0	0	0	0
貸 付 金 残 額	(43件) 252,163	(22) 237,160	(26) 336,185	(22) 317,500	(113) 1,143,008

注1) 貸付管理費比率 19,984千円/1,143,008千円=1.75%

2) 貸付1件当たりの費用は 19,984千円/113件=176,850円

3) 貸付担当者1人当たりの処理件数 113件/3人=38件

一般的な貸付事業に対するコスト比率と比較して効率的かどうかを検討する必要がある。

ソ (8015) 地域中小企業支援センター事業 (要綱:平成14年4月1日施行) (旧要綱あり)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

地域中小企業支援センター事業について、その経費の一部を補助することにより、中小企業の経営資源の確保等を支援するとともに、地域における新たな事業の創出を促進し、もって、中小企業の振興、経営の安定及び活力ある経済社会の構築に寄与することを目的とする。

b 補助対象事業

(a) 窓口相談等事業

① コーディネーターの配置

コーディネーターを配置して、中小企業者が抱える経営上の問題に対して相談に応じる事業

② 専門家による窓口相談

相談窓口相談員として専門家を配置し、中小企業者が抱える経営上の問題に対して相談に応じるとともに、日常の取引等で生じた紛争について弁護士等による問題の処理を行う事業

(b) 専門家派遣事業

創業や経営の向上を図る中小企業者等の求めに応じて、民間の専門家等を活用して経営、技術、情報化等に係る診断・助言を行う事業

(c) 情報提供等事業

① 調査分析等情報収集・提供事業

中小企業者等が経営上真に必要な情報として提供している情報の提供や、地域の中小企業施策の立案等のために必要な地域の実態に即した調査分析を行う事業

② 講習会等開催事業 (セミナー、講習会、交流会)

地域の中小企業等が抱える経営向上のための問題をテーマとしたセミナー、講習会、交流会及び経営に必要な情報の提供や普及を目的としたセミナー、講習会、交流会を開催する事業

c 補助事業者等

地域中小企業支援センター事業を行う者 (県内8ヶ所の広域生活圏における拠点となる商工会議所)

d 補助金額

(単位:千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成13年度	57,861	28,930	28,930	—
平成14年度	57,606	28,803	28,803	—
平成15年度	49,480	24,740	24,740	—

(注) 平成13年度は旧要綱により補助している。

平成15年度の地域中小企業支援センターごとの実績

区 分	相 談 件 数 A	事 業 費 (円)		相 談 1 件 当 たり 金 額 (円) (B/A)
		B		
下 関	窓口	377	6,255,861	16,593
	派遣	28	853,500	
	講演会等		1,630,639	
	計	(405)	8,740,000	
山 口	窓口	199	3,336,220	16,764
	派遣	19	542,960	
	講演会等		1,288,060	
	計	(218)	5,167,240	
岩 国	窓口	236	3,962,939	16,792
	派遣	19	598,414	
	講演会等		2,338,647	
	計	(255)	6,900,000	
柳 井	窓口	81	2,159,537	26,660
	派遣	50	1,292,660	
	講演会等		1,400,803	
	計	(131)	4,853,000	
徳 山	窓口	149	3,292,554	22,097
	派遣	3	93,920	

徳山	講演会等		3,513,526	
	計	(152)	6,900,000	
宇部	窓口	254	5,278,565	20,781
	派遣	56	1,623,221	
	講演会等		2,483,364	
	計	(310)	9,385,150	
萩	窓口	126	2,220,883	17,626
	派遣	1	22,222	
	講演会等		1,121,895	
	計	(127)	3,365,000	
長門	窓口	149	2,685,973	18,026
	派遣	1	40,360	
	講演会等		1,443,667	
	計	(150)	4,170,000	
計	窓口	1,571	49,480,390	
	派遣	177	(県が [※] 1/2)	

e 補助金額の算出

項 目	補 助 率
・ 窓口相談等事業 ・ 専門家派遣事業のうち、初回の専門家派遣事業 ・ 情報提供等事業	補助金の交付の対象となる経費の10分の10以内
・ 専門家派遣事業のうち、2回目以降の専門家派遣事業	補助金の交付の対象となる経費の10分の10以内であつて、かつ補助事業の要する経費の3分の2以内

(イ) 監査の結果

要綱第13条によれば、補助事業が完了したときはその日から20日を経過した日又は翌会計年度の4月5日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すると規定されている。

4月5日に実績報告書が提出されれば会計年度内の検査ができないことになる。要綱の検討が必要である。(平成16年4月1日施行の改正要綱では対応済み。)

なお、平成15年度はすべてのセンターの実績報告書の提出日が3月31日となっていた。

(9) 厚政課が所管する補助金

厚政課は健康福祉部の主管課として、健康福祉行政の推進を図るため、総合的に企画調整を行うとともに、総合・循環型福祉サービス推進事業や福祉サービス第三者評価事業のように、利用者の立場に立った新たなニーズに対応するものや、生活保護業務や乳幼児医療費助成事業のように基礎的なニーズに対応するものなど、さまざまな施策を行っている。

利用者の立場に立った施策の推進

- ・ 総合・循環型福祉サービス推進事業 (平成16年度から実施)
- ・ 福祉サービス第三者評価事業の推進 (平成15年度はモデル事業、16年度から本格実施)
- ・ 地域福祉権利擁護事業の促進

地域福祉活動の促進

- ・ 地域福祉支援計画の策定
- ・ 福祉の輪づくり運動の推進

生活安定対策の推進

- ・ 生活保護
- ・ 福祉医療

＜外部監査人が考えるポイント＞

- ・ 社会福祉法人は措置費から損益を管理する方向に向かっているが、法人の財政状況との関連など、補助の方法について検討がなされているか。

ア (9001) 地区民生委員協議会活動助成事業費補助金 (要綱：平成5年4月1日施行)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

民生委員の活動及び地区民生委員協議会の組織的な活動の充実を図ることを目的とする。なお、民生委員法第26条には民生委員に関する費用は県が負担することが規定されている。

b 補助対象事業

資質向上のための研修会開催、普及啓発のための広報等に関する経費、また、その他先駆的・モデルの事業に要する経費の補助で、市町村が当該事業に助成した場合において、当該市町村に対して補助金を交付するものである。

- c 補助対象事業者
下関市他52市町村
- d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	24,804	—	24,804	—
平成12年度	26,079	—	26,079	—
平成13年度	26,093	—	26,093	—
平成14年度	38,175	—	38,175	—
平成15年度	34,328	—	34,328	—

- e 補助金額の算出

補助率 100%

山口県には平成15年度193単位民協があり、各民協への補助金は次の計算式で計算される。

$30,000円 + 7,678円 \times \text{民生委員数 (要綱上の補助単価)}$

地区民協の活動の重要性に鑑み交付税単価も平成13年度から増額し、平成14年度には50,000円 + 7,678円 × 民生委員数であったが、厳しい財政状況の中、地区民協に対し、より効率的な事業運営を求めていくということで、平成15年度は50,000円が30,000円となった。計算式は毎年予算の関係で見直されることとなる。

- (イ) 監査の結果

次の点については事務処理上注意する必要がある。

- a 補助金交付申請書に添えて県に提出されたであろう書類（事業計画書、収支計算書等）が整理されていなかった。
- b 補助金は概算払いされ、事業実績報告書の提出を受け、その内容を審査し適当と認めるとき補助金の額を確定し通知するとされているが、実績報告書の提出依頼文書の提出期限が4月15日とされているため、市町村からの実績報告書の提出が53市町村のうち18市町村が4月以降の提出となっている。本来3月末での事業実績提出が必要と考える。なお、1町は日付が未記入であった。

- (ウ) 意見

実績報告書によれば、各単位民協の事業はそのほとんどが年度前半に実施される一方、各単位民協への補助金の計算式の市町村への通知が10月下旬と遅いことから、補助金交付申請書の提出が11月下旬から12月上旬、補助金の交付決定が2月中旬、補助金の概算払いが3月下旬と遅れている。民生委員に対しては民生委員活動費は支給されるものの基本的に無報酬であり、補助金を有効に執行するためにもできるだけ早く支給する必要があると考える。

イ (9002) 県社会福祉協議会運営費補助金（要綱：平成9年5月19日施行）

- (ア) 制度の概要

- a 交付目的

県社会福祉協議会が行う市町村社会福祉協議会に対する指導に要する費用や、県社会福祉協議会の人件費等運営に関する基本的な部分を補助することを目的とする

- b 補助対象事業

- (a) 事務局の運営に要する人件費並びに物件費
- (b) 市町村社会福祉協議会の指導等に要する経費

- c 補助事業者等

社会福祉法人山口県社会福祉協議会

- d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	77,664	—	77,664	—
平成12年度	77,027	—	77,027	—
平成13年度	84,712	—	84,712	—

平成14年度	75,751	—	75,751	—
平成15年度	69,558	—	69,558	—

e 補助金額の算出

(a) 市町村社会福祉協議会指導等事務費

全体額＝前年度予算×90%

うち人件費＝県22条職員単価

うち物件費＝全体額－人件費

(b) 県社会福祉協議会人件費補助

県社協一般会計で対応する人件費補助(12名分の平均単価×8名分)

(イ) 監査の結果

実績報告書添付の運営費支出済額内訳書には、県社協の運営費全額が記載されており、これから判断すると補助率は49% (69,558千円/142,037千円) となっている。県社協の決算書によればこの補助金を含めて地域福祉権利擁護事業 (68,875千円) など合計で231百万円の補助金収入がある。これに対する運営費支出額は142,037千円であり、補助金の執行状況について、県社協の法人運営費の収支を分析した。

経常活動収入のうち、各収入項目と事業経理区分への繰入金支出は同額でないものもあるが、地域福祉権利擁護事業補助金等はすべて事業経理区分へ支出しており、補助金は適正に執行されていた。

しかし、法人運営事業における収入559,395千円に対して支出571,052千円 (職員退職準備積立金経理区分繰入金支出を除いた各事業経理区分繰入金支出合計425,200千円) で、11,657千円の支出超過となっており、平成16年3月末での支払資金残高では16,401千円となっている。

事業収入の増大・経費の節減等自主的努力は必要ではあるが、一律に補助金を削減することが妥当か、県社協の収支状況を踏まえた適切な運営費の補助を行うことが必要である。

ウ (9003) 社会福祉施設建物整備関係借入金償還元金等補助金 (要綱：昭和54年4月1日施行)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

社会福祉施設整備を実施する際、限られた予算の範囲内でより効率的に施設整備を実施するため、補助要望があった箇所から法人の意向等により国庫補助事業と公益補助事業に振り分け施設整備を実施している。この際、国庫補助と公益補助の補助単価に差がある場合があるため、同種施設整備を実施する場合補助額に差が生じ法人等が不利益を被るおそれがある。償還元金助成することにより、こうした法人間の不利益を解消し円滑に施設整備を実施する。

b 補助対象事業

(a) 社会福祉法人等が社会福祉施設の整備を図るため借り入れた借入金の償還元金に係る当該法人に対する補助金

(b) 社会福祉法人等が社会福祉施設の整備を図るため借り入れた借入金の償還元金について市町村が当該社会福祉法人等に対して償還元金補助事業を行う場合における当該市町村に対する補助

c 補助対象事業者

社会福祉法人及び社会福祉法人等に元金補助を行う市町村

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	107,602	—	107,602	—
平成12年度	100,009	—	100,009	—
平成13年度	78,079	—	78,079	—
平成14年度	61,003	—	61,003	—
平成15年度	54,685	—	54,685	—

e 補助金額の算出

{国庫補助基本額(公益補助基本額)－公益補助基本額(国庫補助基本額)} ×3/4

国庫補助事業の財源内訳：国1/2 県1/4 法人1/4

公益補助事業の財源内訳：公益団体3/4 法人1/4

(補助の種類)

直接補助 (社会福祉法人) 間接補助以外の施設

間接補助（市町村）老人デイサービスセンター等在宅福祉施設（県1/2 市町村1/2）

(イ) 監査の結果

指摘はなし。

(ウ) 意見

この補助金は社会福祉施設の整備を促進し、施設利用者の処遇の向上を図ることを目的としているものの、社会福祉法人においては財政状況が良好な法人もあることから、今後補助のあり方について検討する必要がある。

昭和26年に社会福祉事業法が施行され措置制度を中心とした我国の福祉政策が実施されてきた。しかし、平成12年5月新しい社会福祉法が制定され社会福祉法人はいまや、措置費から損益（事業収支）を自ら管理する時代に移行しつつある。時代背景が変わっており、いまの時代に見合った補助方法を検討すべきである。

また、当初は国庫補助と公益補助の補助単価が異なることから不利益を生じるためこの事業が採択された。しかし年月が経てばその後の制度の改廃などがあり、このような差異が生じるのはこの事業に限ったことではない。さらに、この事業は長期にわたるものであり、長期間継続することによる財政の硬直性も検討する必要がある。

エ（9004）社会福祉施設建物整備関係借入金利息等補助金（社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金交付規則：昭和44年4月1日適用）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

(a) 民間社会福祉施設の整備に係る借入金の償還元金及び利息の一部を補助することにより、施設整備者の負担を軽減し、民間福祉施設の運営の健全化を図る。

(b) 民間による施設整備を促進し、計画的な施設の整備を行うことにより、福祉水準の向上を図る。

b 補助対象事業及び補助対象事業者（間接補助）

社会福祉法人及び社会福祉法人等に借入金の利子補助を行う市町村

c 補助金の額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	113,175	—	113,175	—
平成12年度	114,376	—	114,376	—
平成13年度	114,466	—	114,466	—
平成14年度	110,863	—	110,863	—
平成15年度	103,865	—	103,865	—

d 補助金額の算出

(a) 保育所等以外の施設

国庫補助基本額（公益補助基本額）の4分の1の額（元金補助がある場合はその補助限度額を加算した額）を年2%の利息として計算して得た額と借入金利息の2分の1の額のいずれか低い額

(b) 保育所等の施設

市町村利息補助事業費の2分の1の額と年1%の利息として計算して得た額と借入金利息の4分の1の額のいずれか低い額

(イ) 監査の結果

指摘はなし。

(ウ) 意見

(9003) の意見と同じ。

オ（9005）社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金（県の要綱はない。国の要綱準則（昭和40年2月11日厚生省社会局通知）を適用）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

社会福祉施設及び特定社会福祉事業を営む社会福祉法人の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設の職員及び特定社会福祉事業に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的とする。

b 補助対象事業

共済契約者である施設経営者と国・都道府県が独立行政法人福祉医療機構に掛金または補助金を拠出し契約者に対し退職金の一部を支払う。

c 補助事業者等

共済契約者である社会福祉施設の職員等

(注) 補助金の支払先は独立行政法人福祉医療機構(旧・社会福祉医療事業団)である。

d 補助金額

年 度	事業費(千円)	県補助金(千円)	単位金額(円)	職員数(人)
平成11年度	287,283	287,283	39,300	7,310
平成12年度	297,014	297,014	38,030	7,810
平成13年度	343,409	343,409	42,100	8,157
平成14年度	363,507	363,507	41,990	8,657
平成15年度	323,687	323,687	35,570	9,100

e 補助金額の算出

単位金額(被共済職員1人当たり単価)×毎年4月1日時点の県内被共済職員数

なお、単位金額は毎年退職金の支払見込額をもとに厚生労働省より通知がある。

従って、県においては補助額については裁量の余地はない。

負担割合 国3分の1、県3分の1、共済契約者3分の1

(イ) 監査の結果

a この事業に対する県の補助金要綱が作成されていない。

県は昭和40年に厚生省(当時)の通知「社会福祉施設職員退職手当共済法第19条の規定に基づく都道府県の補助金の取扱いについて」に添付されている「社会福祉施設職員退職手当共済事業給付費補助金交付要綱準則」をそのまま適用している。

しかしながら、通知にも記載されているように補助金交付要綱準則を添付したので、参考とされたいとある。また、準則には知事に社会福祉事業振興会(現在は独立行政法人福祉医療機構)が知事に提出する書類は、○通とする。(第9)事業実績報告書を当該事業年度終了後○月以内に、知事に提出しなければならない。(第10)

このことは都道府県に裁量の余地を与えていると考えられる。従って県では上記準則を参考に独自の補助金要綱を作成することが望ましいと考える。

b 事業実績報告書が4月30日に提出されているが、会計年度独立の原則上、3月末日までに提出されるよう改善されたい。

カ(9006) 重度心身障害者医療費助成事業(要綱:昭和58年2月1日施行)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

重度心身障害者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、市町村が行う重度心身障害者に対する医療費の一部を助成する事業に要する経費に対し補助金を交付する。

b 補助対象事業

市町村が行う重度心身障害者に対する医療費の一部を助成する事業

c 補助事業者等

市町村(間接補助)

県内に居住地を有し、かつ、別表に定める障害者に該当する者のうち、その所得が国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号)第52条に規定するところにより、なおその効力を有することとなる旧国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第6条の4第1項に規定する額を超えない次の各号に該当するものをいう。

① 64歳以下の者で社会保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者

② 65歳以上の者で老人保健法(昭和57年法律第80号)第25条第1項の規定による医療の給付を受けている者

d 補助金額

(単位:千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	5,321,925	—	2,660,962	2,660,962

平成12年度	5,280,676	—	2,640,338	2,640,338
平成13年度	5,398,769	—	2,699,384	2,699,384
平成14年度	5,560,582	—	2,780,291	2,780,291
平成15年度	5,836,152	—	2,918,076	2,918,076

第3条 県は、毎年度予算の範囲内において、市町村が行う事業に要する経費につき、市町村が助成する場合における当該助成に要する経費について、当該市町村に対し補助する。

- 2 前項の規定による補助の対象となる事業に要する経費は、市町村が対象者に係る自己負担金の額について助成した額とし、当該経費に対する補助率は2分の1とする。
- 3 国民健康保険法第43条第1項の規定により同法第42条第1項に規定する一部負担金の割合を条例又は規約で減じているときは、当該減じた割合に相当する額を控除した額を自己負担金として前項の規定を適用するものとする。

e 補助金額の算出

市町村が対象者に係る自己負担金の額について助成した額とし、当該経費に対する補助率は2分の1とする。

国民健康保険法第43条第1項の規定により同法第42条第1項に規定する一部負担金の割合を条例又は規約で減じているときは、当該減じた割合に相当する額を控除した額を自己負担金として適用する。

(イ) 監査の結果

- a 補助金確定額と返還額の割合が異常に多い市がある（岩国市は約2カ月分、下関市は約1カ月分）。逆に追加交付する市町村は差額が極めて少額である。見積もりをシビアにするよう指導すべきある。

(単位：千円)

区分	既交付額	確定額 A	月平均(A/12)	返還額
下関市	505,209	469,201	39,100	36,007
岩国市	184,420	160,365	13,363	24,054
周南市	284,309	259,604	21,633	24,704
小野田市	117,829	100,876	8,406	16,952

(注) 年間市町村への交付額と確定精算額との乖離

返還額は雑入（平成15年度は60,217千円）として計上されるので予算科目として誤った判断材料（本来は扶助費のマイナス）ともなっている。

- b 萩市において平成15年度は返還金が異常に多額に発生した。
これは医療機関において不正が発生したためであるとのことであった。
このことは、要綱第12条に定める報告および検査として必要と認めるときに該当するものと考えられる。これにより行政指導する必要があると考えられるが調査がなされていない。
- c 交付申請書が知事の定めた日（平成15年度は5月31日）までに提出されていない。
- d 実績報告書は事業完了後速やかに提出することと定められているが異常に提出の遅い市町村がある（提出日が7月9日、6月17日など6月以後が30市町村）。
- e 支出状況調の様式が不統一である。
- f 不必要なデータの徴求（食費日数、助成額）は削除すべきである。

キ (9007) 母子家庭医療費助成事業（要綱：昭和53年10月1日施行）

(ア) 制度の概要

- a 補助目的
母子家庭等の母子の保健の向上に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図るため。
- b 補助対象事業
市町村が行う母子家庭等に対する医療費の一部を助成する事業
- c 補助事業者
市町村
- d 補助金額

(単位：千円)

年度	事業費	国庫補助金	県費補助金	市町村
平成11年度	526,725	—	263,362	263,362
平成12年度	553,676	—	276,838	276,838
平成13年度	608,449	—	304,224	304,224

平成14年度	617,711	—	308,855	308,855
平成15年度	682,713	—	341,356	341,356

e 補助金額の算出

補助対象経費

市町村が対象者に係る自己負担金について助成した額

補助率

対象経費の市町村負担の額の2分の1

(イ) 監査の結果

a 合規性

(a) 書類に不備がある。

交付決定関係書類の写しが保管されていない。

(b) 実績報告書の提出は、要綱上は事業を完了後「速やかに」とあるが、提出時期を明記すべきである。

(c) 補助金の会計年度所属区分について

地方自治法施行令第143条第4項「・・・補助費の額で相手方の行為の完了があった後支出するのは、当該行為の履行があった日の属する年度」と規定されている。当該行為の履行があった日とは実績報告書の提出を受けた日であるが、現状は、5月末に実績報告書の提出を受けている。

b 経済性・効率性

補助金手続の簡素化について

現状は、重度医療、乳幼児医療及び母子家庭医療について、申請から決定までの手続はそれぞれ別になされている。

しかし、三者の違いは補助対象者の分だけであり、その補助の目的とするところも、医療費補助の手続の流れも同じである。市町村に対してまとめて手続を行った方が県の事務手続の効率性が高まると思われる。

また、目的達成度や事業自体の有効性を評価する際にも、3つの事業全体で行わないと意味がない。なぜなら、平成15年度の福祉医療制度の見直しにおいては、県の重点施策、財政的制約の観点から3事業間のバランスを考慮した形でなされているからである。

「福祉医療費助成事業事務費」の補助については、重度医療、乳幼児医療及び母子家庭医療についてまとめて手続しており、受給者である市町村側からみても統合化は無理がないと思う。

ク (9008) 乳幼児医療費助成事業 (要綱：昭和48年10月1日施行)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

県内に居住地を有する乳幼児の保健の向上に寄与し、児童福祉の増進を図るため、市町村が行う乳幼児の医療費の一部を保護者に助成する。

b 補助対象事業

実施主体である市町村が行う乳幼児の対象者に対する医療費

c 補助事業者

市町村

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	1,509,093	—	754,546	754,546
平成12年度	1,646,491	—	823,245	823,245
平成13年度	1,625,866	—	812,933	812,933
平成14年度	1,554,525	—	777,262	777,262
平成15年度	1,870,757	—	935,378	935,378

e 補助金額の算出

補助対象経費

市町村が対象者に係る自己負担金の額について保護者に助成した額

補助率

市町村負担の額の2分の1

(イ) 監査の結果

(9007)と同じ指摘であるが再掲しておく。

a 合規性

(a) 書類に不備がある。

交付決定関係書類の写しが保管されていない。

(b) 実績報告書の提出は、要綱上は事業を完了後「速やかに」とあるが、提出時期を明記すべきである。

(c) 補助金の会計年度所属区分について

地方自治法施行令第143条第4項「・・・補助費の額で相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度」と規定されている。当該行為の履行があった日とは実績報告書の提出を受けた日であるが、現状は、5月末に実績報告書の提出を受けている。

b 経済性・効率性

補助金手続の簡素化について

現状は、重度医療、乳幼児医療及び母子家庭医療について、申請から決定までの手続はそれぞれ別になされている。

しかし、三者の違いは補助対象者の分だけであり、その補助の目的とするところも、医療費補助の手続の流れも同じである。市町村に対してまとめて手続を行った方が県の事務手続の効率性が高まると思われる。

また、目的達成度や事業自体の有効性を評価する際にも、3つの事業全体で行わないと意味がない。なぜなら、平成15年度の福祉医療制度の見直しにおいては、県の重点施策、財政的制約の観点から3事業間のバランスを考慮した形でなされているからである。

「福祉医療費助成事業事務費」の補助については、重度医療、乳幼児医療及び母子家庭医療についてまとめて手続しており、受給者である市町村側からみても統合化は無理がないと思う。

ケ (9009) 福祉医療費助成事業 (要綱：昭和53年10月1日施行)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

福祉医療（障害者、乳幼児、母子、重度老人）の事務に要する経費の一部を助成する。

b 補助対象事業

市町村が行う福祉医療費助成事業の事務に要する経費

c 補助事業者等

全市町村

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	市 町 村
平成11年度	163,324	—	81,662	81,662
平成12年度	167,596	—	83,798	83,798
平成13年度	173,467	—	86,734	86,734
平成14年度	176,918	—	88,459	88,459
平成15年度	211,016	—	105,508	105,508

e 補助金額の算出

補助対象経費の実支出額と基準額の少ない方の2分の1

補助対象経費

市町村が国保連合会に支払う医療費審査支払手数料

事務に要する旅費、需用費等

(イ) 監査の結果

【合規性】

a 補助金の会計年度所属区分について

地方自治法施行令第143条第4項「・・・補助費の額で相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度」と規定されている。当該行為の履行があった日とは実績報告書の提出を受けた日であるが、現状は、医療費という特殊性もあり、国や他県における補助金の交

付事務と同様に翌年度に実績報告書の提出を受けて処理を行っており、法律上の規定と交付事務の整合性について検討が必要であると思われる。

b 交付申請

要綱では、補助金の交付申請は5月末までとなっているが、実際は翌年1月ごろとなっている。

コ (9010) 国民健康保険事業補助金 (国保運営健全化対策費) (交付規則：昭和38年3月29日、要綱：昭和58年11月10日施行)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

国保担当職員の資質向上を図り、国保事業の運営の健全化を推進するため。

b 補助対象事業

国保連合会と共同して実施する研修会や情報誌の発行に要する費用

c 補助対象事業者

山口県国民健康保険団体連合会

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	6,452	—	2,025	4,427
平成12年度	5,873	—	2,025	3,848
平成13年度	4,863	—	2,025	2,838
平成14年度	4,522	—	2,025	2,497
平成15年度	4,911	—	2,025	2,886

e 補助金額の算出

要綱では山口県国民健康保険事業補助金交付規則に基づき予算の範囲内で保健事業に要する費用及び連合会が保険者の委託を受けて行う診療報酬の審査及び支払に要する費用並びにその他国民健康保険事業に要する費用のうち、知事が必要と認める費用

(イ) 監査の結果

補助経費の範囲が要綱上は明らかにされていない。現実には研修会及び国保情報誌に補助が限定されている。その根拠づけとして現実に照らして要綱に記載することが望ましいものとする。

サ (9011) 国民健康保険事業補助金 (国保診療報酬審査支払助成費)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

診療報酬審査支払事務は、国保連合会が各保険者からの委託を受け診療報酬請求書の審査を行い、審査決定した診療報酬を保険医療機関等へ支払う業務がある。これに要する事務費は保険者からの手数料で賄われているが、県が事務費の一部を助成することにより、保険者及び被保険者の負担軽減と適正な審査体制を確保しようとするもの。

b 補助対象事業

診療報酬審査支払事務に要する費用

c 補助対象事業者

山口県国民健康保険団体連合会

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	56,100	—	56,100	—
平成12年度	50,490	—	50,490	—
平成13年度	50,490	—	50,490	—
平成14年度	45,440	—	45,440	—
平成15年度	40,896	—	40,896	—

e 補助金額の算出

県の予算の範囲内であり、毎年シーリングの対象として減額されている。

(イ) 監査の結果

規則で知事が定める期日とされているものについては、要綱にその旨を記載することが望ましいものとする。

考える。

(ウ) 意見

当該補助金は、診療報酬審査支払事務に要する費用の一部を助成することにより、保険者及び被保険者の負担軽減と適正な審査体制を確保しようとするのが交付目的とされているが、収支に剰余金が発生しているということから見直しが必要と考える。平成15年度山口県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払事務特別会計（見込み）によれば、次のとおりである。

(単位 千円)

区 分	金 額	構成比 (%)
(収 入)		
手 数 料	1,597,351	95.34
国 庫 補 助 金	31,264	1.87
県 補 助 金	40,896	2.44
委 託 金	1,071	
雑 収 入	4,772	
(収 入 計)	1,675,354	100.0
(支 出)		
審 査 支 払 管 理 費	1,153,783	
審 査 委 員 会 費	87,478	
特 別 審 査 負 担 金	1,069	
電 算 特 別 分 担 金	13,838	
積 立 金	3	
諸 支 出 金	349,778	
(支 出 計)	1,605,949	
当 期 収 支 差 額	69,405	
前 期 繰 越 金	71,453	
次 期 繰 越 金	140,858	

収入の繰越金を除いた平成15年度の収支は、収入1,675,354千円に対して支出が1,605,949千円と69,405千円の収支差額が発生している。また、諸支出金のうち、345,000千円は他会計繰出金として一般会計に振り替えられており、一般会計では、庁舎等整備資金積立金として300,000千円が積み立てられている。以上の点を考えれば県補助金40,896千円は補助目的のとおり使われているか疑問が出てくる。勿論、手数料の中から剰余金及び他会計繰出金が発生したとも考えられるが、補助金が剰余金となり、他会計繰出金を経由して庁舎等整備資金積立金となったとも考えられる。少なくとも補助金として有効に使われているか問題であり、必要な補助金であれば目的を明確にして補助すべきものとする。

シ (9012) 国保被保険者負担軽減対策費助成金 (要綱：平成6年3月11日施行)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

国保国庫負担金制度については、福祉医療制度（重度心身障害者、母子、乳幼児の医療に要する経費のうち、医療費の自己負担分を助成し、経済的負担の軽減を図る制度）の実施に伴う医療費の波及増し分に係る同負担金を減額することとされている。この減額相当額を負担し、国保会計へ助成することにより、被保険者の負担の軽減を図ろうとする目的である。

b 補助対象事業

福祉医療費助成事業

c 補助事業者等

市町村

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	市 町 村
平成11年度	535,648	—	267,811	267,837
平成12年度	564,474	—	282,223	282,251
平成13年度	567,963	—	283,968	283,995
平成14年度	580,983	—	290,476	290,507
平成15年度	608,474	—	304,223	304,251

e 補助金額の算出

予算の範囲で、市町村が福祉医療費助成措置に係る前年度の国庫負担金減額相当額を当該市町村の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れたとき、当該繰入額の2分の1に相当する額

(イ) 監査の結果

交付要綱第4条（助成金の交付の申請）には、申請書等を「知事が定める期日までに提出しなければならない。」と定められているが、具体的な期日の定めがない。

(10) 農村整備課が所管する補助金

【所管事業推進の基本方針】

「やまぐち食と緑のプラン21」の部門計画である「やまぐち農業農村整備推進プラン」に基づき、食と緑を育む田園空間の創造をめざして、「農業生産基盤整備」、「農村整備」、「中山間総合整備」、「農地等保全管理」、「田園空間の創造」の5つの基本方針のもと、地域の実情に即した農業農村整備事業を総合的かつ計画的に推進する。

なお、事業の実施に当たっては、事業効果の早期発現の観点から事業の重点化を図るとともに、コスト縮減や工期管理に努める。

〈重点施策〉

- ① 農業生産基盤整備—多様な担い手を支援する生産基盤づくり—
- ② 農村整備—快適で個性豊かなむらづくり—
- ③ 中山間総合整備—活力と魅力ある中山間づくり—
- ④ 農地等保全管理—安全で潤いのある地域づくり—
- ⑤ 田園空間の創造—環境と景観へ配慮した田園空間づくり—

《外部監査人の考えるポイント》

- ・ 広大な農地・中山間地域を限られた予算でどこまで整備できるか。その計画が具体的に実現可能性があるか。
- ・ 土地改良を行って農地の利用が進み、農家の収支の改善、後継者に資するものがあつたか。

ア (1101) 換地センター運営費（要綱：昭和59年6月5日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

山口県における土地改良事業に関する換地事務の円滑なる処理体制の確立を図り、もって土地改良事業の成果の確保に資することを目的とする。

b 補助対象事業

山口県換地センター運営事業

c 補助事業者等

山口県土地改良事業団体連合会（以下「県土連」という）

d 補助金額

（単位：千円）

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	11,080	5,540	5,540	—
平成12年度	11,194	5,597	5,597	—
平成13年度	10,794	5,397	5,397	—
平成14年度	10,510	5,255	5,255	—
平成15年度	4,400	2,200	2,200	—

減少の主な理由は換地面積で約1,300haから600ha、また換地件数で40件から22件へと減少したためである。

e 補助金額の算出

補 助 対 象 事 業	経 費	補 助 率
山口県換地センター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 換地技術者及び換地事務量の把握に要する経費 ・ 選定事務講習会に要する経費 ・ 処分事務講習会に要する経費 ・ 処分事務促進研修に要する経費 ・ 換地事務指導に要する経費 	当該運営に要する経費の10分の10以内（但し、国の補助2分の1）

(イ) 監査の結果

事業費は補助金額が計上されている。事業計画書では事業費が440万円、実績報告書でも440万円である。しかし、区分内訳は増減がある。これについて質問したところ、総事業費は440万円を超過しているとのことである。したがって、総事業費の審査をしないと補助金に対する審査がなされたことにならない。県は総事業費の内容まで見ていないとのことであるから審査が不十分であることになる。

イ (1102) 土地改良管理指導センター費 (要綱：昭和59年6月5日施行)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

山口県における土地改良施設の管理指導、適正化事業に関する業務及び土地改良事業に関する相談等に資することを目的とする。

b 補助対象事業

山口県土地改良管理指導センター運営事業

c 補助事業者等

山口県土地改良事業団体連合会

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	10,598	5,299	5,299	—
平成12年度	10,334	5,167	5,167	—
平成13年度	10,286	5,143	5,143	—
平成14年度	11,094	5,547	5,547	—
平成15年度	7,000	3,500	3,500	—

平成15年度の事業費の内訳 給与 6,145 旅費 340 庁費 514 千円

e 補助金額の算出

補 助 対 象 事 業	経 費	補 助 率
山口県土地改良管理指導センター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良施設の管理、指導に要する経費 ・ 適正化事業に関する業務に要する経費 ・ 土地改良事業に関する相談に要する経費 ・ その他 	当該運営に要する経費の10分の10以内 (但し、国の補助2分の1)

(イ) 監査の結果

(1101) と同じである。

ウ (1103) 農村総合整備推進費 (要綱：昭和59年度分より)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

山口県土地改良事業団体連合会 (以下「連合会」という。) が行う農村総合整備事業の調査設計並びに実施に資する技術の開発、普及及び指導に関する業務 (以下「推進事業」という。) に資することを目的とする (施行日 昭和56年度分の補助金から適用)。

b 補助対象事業

連合会が行う農村総合整備事業の調査設計並びに実施に資する技術の開発、普及及び指導に関する事業

c 補助事業者等

山口県土地改良事業団体連合会

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	4,500	2,250	2,250	—
平成12年度	4,100	2,050	2,050	—
平成13年度	3,200	1,600	1,600	—
平成14年度	3,000	1,500	1,500	—
平成15年度	2,138	1,069	1,069	—

平成15年度の事業費の内訳

技術指導活動費（研修） 1,382千円 技術向上対策費 242千円
 啓蒙普及費 41 診断事業費 473

e 補助金額の算出

補助対象事業	経費	補助率
連合会が行う上記推進事業	左記推進事業に要する経費	当該経費の10分の10 (但し、国の補助2分の1)

(イ) 監査の結果

予算と実績が同額である。全体事業費は不明。

(1101)と同じである。

エ (1104) 土地改良施設維持管理適正化事業（要綱：昭和52年度分の補助金から適用）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、この資金を利用して土地改良施設の定期的整備補修を行う土地改良施設維持管理適正化事業を実施し、土地改良区等土地改良施設管理者の管理意識の昂揚を図るとともに、土地改良施設の機能の保持と耐用年数の確保に資することを目的とする。

b 補助対象事業

山口県土地改良事業団体連合会（以下「県土連」という）が土地改良施設維持管理適正化事業要綱（国の要綱）の規定により全国土地改良事業団体連合会（以下「全土連」という）に拠出する経費の補助

c 補助対象事業者

山口県土地改良事業団体連合会

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫補助金	県費補助金	そ の 他
平成11年度	54,000	—	16,200	37,800
平成12年度	62,000	—	18,600	43,400
平成13年度	68,000	—	20,400	47,600
平成14年度	77,000	—	23,100	53,900
平成15年度	83,000	—	24,900	58,100

(注) 事業の内容は排水機場のポンプのオーバーホール、受電・配電設備の更新などである。

e 補助金額の算出

土地改良施設維持管理適正化事業の仕組みは、総事業資金の30%を事業主体である土地改良区又は市町村が拠出し、30%を県が補助金として県土連に拠出し、県土連は全土連に合計30%を拠出する。全土連は国からの補助金30%を加えた90%を県土連経由で事業主体に交付し、10%をあわせて事業を行うのであるが、5年間で分割して実施している。従って、県の補助金は毎年総事業費の6%の5年となる。

(イ) 監査の結果

事業実績報告書が提出され、補助金の額を確定し通知した書類の日が報告書提出日と同日になっているのは実態と合っておらず、実際の処理日での記載が必要と考える。

(ウ) 意見

土地改良施設維持管理適正化事業の仕組みから、事業実施計画が立案されてから5年以内で事業が実施されることとなる。緊急に整備を必要とするため、当初の事業実施計画の変更はあるものの大部分は当初の事業実施計画のとおり実際の事業も実施されている。事業実績は金額も当初実施計画のとおりであり、通常実施計画と事業実施に期間が経過している場合、事業費は影響を受けるものであるが計画と同額であることについては納得の出来にくいところである。市町村又は土地改良区が40%相当額は負担するのだから最小のコストで事業実施されているはずではあるが、補助金が効率的に使われているか否かを県としても検証する必要があると考える。

この事業は、土地改良事業により造成された水利施設の整備補修を計画的に行うことを目的として昭和52年に創設された制度である。当事業の対象となる県内の農業用水利施設（排水機等）は約500ヶ所あるとされ、これらの老朽化は進むと考えられるため事業費はますます増加すると考えられる。

オ (1105) 基幹的防災利水施設管理事業（要綱：昭和56年度分の補助金から適用）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

県営土地改良事業により造成し、菊川町に管理委託した基幹的防災利水施設県営歌野川ダムの管理事業を目的とする。

b 補助対象事業

菊川町が歌野川ダムを適正に維持管理を行うに要する経費の補助

c 補助対象事業者

菊川町

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	菊 川 町
平成11年度	9,237	—	3,770	5,467
平成12年度	9,237	—	3,770	5,467
平成13年度	8,543	—	3,770	4,773
平成14年度	4,900	—	2,450	2,450
平成15年度	5,086	—	2,500	2,586

e 補助金額の算出

毎年度予算の範囲内において、補助対象事業の経費の2分の1以内の額

(イ) 監査の結果

指摘はなし。

カ (1106) 土地改良負担金総合償還対策事業費 (要綱：平成3年度分補助金から適用)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

土地改良負担金の償還が困難な地区において、実施された事業もしくは、受益地域が重なる複数の事業の年間償還の合計額が一定額(平準化目標額)以上となる部分について、土地改良区等が融資機関から資金を借り入れることによりその支払いを後年に繰り延べ、これにより毎年の償還額が平準化目標額まで軽減されることとなるが、その際、土地改良負担金対策資金及び県より、平準化資金に必要な利子を補給することを目的とする。

b 補助対象事業

山口県土地改良事業団体連合会(以下「県土連」という)が金融機関と締結した利子補給契約書に基づき、平準化資金の償還に必要な利子補給を行う経費の補助

c 補助対象事業者

山口県土地改良事業団体連合会

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	4,916	—	2,458	2,458
平成12年度	4,797	—	2,398	2,399
平成13年度	4,655	—	2,327	2,328
平成14年度	4,520	—	2,260	2,260
平成15年度	4,341	—	2,170	2,171

e 補助金額の算出

利子補給契約に基づき、県土連が金融機関に対して行う利子補給の2分の1を県は県土連に対して補助金として交付する。なお、残りの2分の1は全国土地改良資金協会が利子補給を行っている。

(イ) 監査の結果

交付要綱に従った書類は整備されているが、提出された書類を検証する書類が整備されていない。現在の処理は県土連からの資料に依拠して行われており、補助金実績報告書が提出された際、検査復命書は作成されているが、表面的な検査に留まり、計算の基礎資料を整備すべきと考える。

キ (1107) 担い手育成支援事業 (要綱：平成7年度分の補助金から適用)

(ア) 制度の概要

a 補助目的

農用地の利用集積に積極的に取り組む地区で、土地改良負担金の水準が一定以上の地区について土地

改良事業の農家負担金の軽減等を図るための助成金を交付し、担い手の育成を支援するもの。

b 補助対象事業

- (a) 平成5年度までに採択された地区
- (b) 担い手への農用地集積増加率が計画認定後5年以内に3割を超えると見込まれる地区
- (c) 負担金償還額の水準が一定以上の地区

c 補助事業者

山口県土地改良事業団体連合会

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫補助金	県費補助金	そ の 他
平成11年度	142,572	—	71,286	71,286
平成12年度	185,401	—	92,700	92,700
平成13年度	192,477	—	96,238	96,238
平成14年度	197,934	—	98,967	98,967
平成15年度	179,436	—	89,718	89,718

(注) 平成15年度は34地区で実施している。

e 補助金額の算出

補助対象経費

山口県土地改良事業団体連合会が担い手育成支援計画に従い土地改良区または市町村に対して、負担金に係る償還利息の一部に相当する額を助成する経費

補助率

補助対象経費の2分の1

(イ) 監査の結果

a 合规性

事業認定後に「農用地集積増加率」が30%を超えると県の補助が倍になることから、達成報告時にこの審査が厳正になされているか、平成10年度から12年度にかけて確認した。

その結果、達成数値である増加面積を示す資料の添付があり、また、担当者によるチェックの証跡があり、特に問題はないものと判断する。

b 目標達成度

認定事業者が5年以内に増加面積割合30%を超えると目標が達成されたことになるが、事業開始の平成7年度以降の目標達成率は100%であり、5年後に未達成による補助の打ち切りは1件もなかった。事業者の認定が適切になされており、補助金が効率的に使用されているといえる。

c 有効性

平成7年度にスタートした担い手育成支援事業は、要綱上平成12年度に終期が設定されており、実際にもその年度で補助事業は終了している。理由は、低金利の時代となり金利負担補助の必要性がなくなったからである。有効性の観点から見て、補助事業の廃止は理由に合理性があり妥当といえる。

(ウ) 意見

この事業に限らず土地改良事業全般について言えることであるが、利用集積した農地の利用状況はどうであったか、農家の収支改善・後継者育成につながったかが一番重要な結論であると考える。

ク (1108) 土地改良区総合強化対策事業補助金 (要綱：平成10年4月1日施行)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

土地改良区 (土地改良法に基づいて設立された公益法人) の統合再編を進めるための経費の補助

b 補助対象事業

土地改良区が行う事業に要する経費 (計画樹立費、管理再編整備費、業務運営合理化施設整備費) 及び山口県土地改良事業団体連合会が行う事業

c 補助事業者

土地改良区及び山口県土地改良事業団体連合会

d 補助金の算定

土地改良区が行う事業に要する経費の10分の10以内の額

e 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	6,924	3,462	3,462	—
平成12年度	4,704	2,352	2,352	—
平成13年度	5,408	2,704	2,704	—
平成14年度	4,270	2,135	2,135	—
平成15年度	3,866	1,933	1,933	—

平成15年度は阿東町、福栄村および下関市の3土地改良区で支出内容はパソコン代、プリンター代、施設台帳整備費、旅費などである。

土地改良区統合整備の進捗状況

年 度	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	計
4月1日現在数	150 (150)	143 (143)	137 (131)	129 (126)	114 (117)	107 (116)	107 (96)	887 (879)
合併地区数	1 (1)	1 (3)	3 (2)	5 (6)	2 (1)	0 (10)	0	12 (23)
合併減数	6 (6)	4 (12)	9 (6)	18 (11)	8 (2)	0 (26)	0	45 (63)
新規設立数	1 (1)	1 (3)	3 (2)	4 (4)	2 (1)	0 (7)	0	11 (18)
単純解散数	2 (2)	3 (3)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	1 (1)		9 (9)
増減数	△7 (△7)	△6 (△12)	△8 (△5)	△15 (△9)	△7 (△1)	0 (△20)	0 (0)	

(注) 上段は平成16年度までの実績と今後見込み、下段(かっこ)は実施計画(平成12年度作成)

(イ) 監査の結果

指摘はなし。

現時点では平成12年度の実行計画に沿っている。

(ウ) 意見

ここでも農業の他の事業と同じような背景から次のような問題がある。農業を取り巻く厳しい環境、とりわけ後継者や担い手の不足から耕作放棄地が増えるなど、農家の営農意欲の減退が見られ、このことが土地改良区の存続に対して消極的な意向につながっており、組合員の合併に向けた合意形成の阻害要因になっている。(1107)と同じ様なことが言える。

ケ (1109) 中山間ふるさと保全対策事業(要綱：平成7年度補助金から適用)

中山間総合整備(活力と魅力のある中山間づくり)(ハード事業)は農村整備の県の重点施策として取り組んでいる事業である。これに対するソフト事業が以下の事業であるが、補助額は少ないが基金造成は多額であることから、その効果を検討するために選定した。

(ア) 制度の概要

a 交付目的

土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と集落共同活動の活性化を図るために行う中山間ふるさと・水と土保全対策事業の推進に係る補助金の交付

b 補助対象事業

連合会が行うふるさと保全対策推進事業に要する経費

c 補助事業者等

山口県土地改良事業団体連合会

d 補助金額

過去5年間の補助金の実績と経費の使用内訳

(単位：円)

年 度	事 業 費	補 助 金 額	経 費 の 内 訳
平成11年度	500,000	500,000	賃金・旅費等
平成12年度	867,000	867,000	賃金・旅費。消耗品等
平成13年度	113,000	113,000	同上
平成14年度	18,872	18,872	コピー、需用費
平成15年度	20,384	20,384	需用費

(注) 連合会の平成14年度の決算書(15年度の決算書は1年遅れで作成されるため15年度の実績は未公表)によれば

ふるさと保全対策推進費は103,000円計上されている。

e 基金の造成推移（造成開始は平成5年度から）

（単位：千円）

年 度	国 費	県 費	累 計 造 成 額	備 考
平成11年度	46,666	93,334	912,000	
平成12年度	36,666	73,334	1,022,000	
平成13年度	—	—	1,022,000	
平成14年度	—	—	1,022,000	
平成15年度	—	—	1,022,000	

（注）この基金は山口県中山間ふるさと保全対策基金（山口県資金積立金基金条例第5条6項）として国が3分の1、県が3分の2を造成しその運用益でこの事業を行っている。

f 補助金の算出

当該経費の10分10以内

(イ) 監査の結果

【有効性】

(a) この事業をどのように取り組むつもりなのかが見えない。

事業の実施内容はパンフレット作成、除草などふるさと保全という観点からは極めて小規模・部分的なものとなっており、長期的な取組が見えてこない。

(b) 経費配分額が実績なのかが不明である。

予算が限られているからか、たとえば費用の内容は平成14年度はコピー使用料等10,000円が含まれている。

(c) 補助金申請等のために費用がいくらかかるかを考慮すれば、費用対効果はマイナスになると考えられる。

(ウ) 意見

補助金額は造成基金の運用益をあてているがペイオフを考慮してわずかの運用益（0.002%）しかあげることができない。資金運用をあてにして補助するということは低金利の現在では補助効果はないと判断しているに等しい。

なお、山口県中山間ふるさと保全対策基金（山口県資金積立金基金条例第5条第6項）として10.22億円（内、国が3分の1、県が3分の2造成）がありこの運用益で当該事業費をまかなうこととなっているが、基金をプールしておく根拠は乏しい。

また、平成17年度より基金を取り崩して当該事業費に充てる計画があるとのことであるが当該事業の根本的な計画、予算を検討し事業実施の必要性を検討する必要がある。基金造成が平成5年度からおこなわれているということはこの間この事業をどうするのかというビジョンがなかったということにもなる。少なくとも過去5年間の実績を見る限りこの補助金は廃止すべきである。

なお、この補助金は国の制度ではあるが100%国の補助でない限り県としても山口県ではどのようにこの事業に取り組む方針かを検討したうえで国に意見を述べても良いのではないかと。

（参考）山口県資金積立金基金条例・別表では基金の処分ができる場合として「中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。」と定められている。

(11) 生産流通課が所管する補助金

食品の虚偽表示や農業問題などの食を巡る様々な問題を契機とした県民の安全で安心な食への期待が高まるとともに、国の米政策が大きく転換されようとするなか、県産農産物の生産を振興し農家所得を確保するため、水稻と水田畑作物が一体となった、望ましい水田複合経営の確立や新鮮・安全などの県民の多様なニーズに応えることのできる多彩な農産物の安定生産、安定供給を図る。

具体的には、需要に応じた山口米の計画的生産や大豆・麦などの土地利用型作物の本格的生産を進めるとともに、地域の特性を活かした収益性の高い野菜・果樹・花き等の園芸作物の適地・適作による多彩な産地の育成を推進する。

さらに、生産振興対策と流通対策との連携を一層強化し、生産者、流通・加工関係者、消費者などが協働して県産農産物の供給体制を整備し、県内の身近な農産物を県内で消費する、いわゆる「地産・地消」を推進する。

《外部監査人が考えるポイント》

・ 米の転作奨励金を上回る米以外の耕作ができれば、一気に計画はすすむと考えられるが方策が見いだ

せるか。

- ・ 過去に何度も緊急対策として補助がなされているが、どうなったか。米の問題は緊急対策として処理できる問題ではないと考えられるがどうか。

ア (1201) 地域水田農業活性化緊急対策事業 (要綱：平成12年6月9日施行)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

国の新たな米政策を踏まえ、産地自らが作成する米の「産地ビジョン」を基本とする売れる米づくりの支援を行うとともに、担い手の確保と連携し、大豆などの土地利用型作物の一層の団地化や園芸産地の芽生えを支援する条件整備など、地域の特性を活かした地域水田農業の再構築の加速化が図れるよう、ソフト・ハード両面による支援を行うもの。

b 補助対象事業

売れる米づくり推進事業 (売れる米づくりに向けた意識改革に主眼を置き、産地自らが取り組む地域ブランド化を展開するために実施する事業)、水田畑作物生産条件整備事業 (大豆・麦・飼料作物等の効率的な生産を図るとともに地域の特性を活かした園芸作物等の導入・定着のための事業で、小規模土地基盤整備、共同利用施設整備、集団営農用機械整備からなる) に要する経費の補助で、市町村が当該事業に助成した場合において、当該市町村に対して補助金を交付するものである。

c 補助事業者等

山口市他22市町村 (平成15年度)

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成12年度	707,574	—	280,000	427,574
平成13年度	664,619	—	289,969	374,650
平成14年度	679,174	—	269,980	409,194
平成15年度	555,285	—	277,041	278,244

平成15年度主な内容

(単位：千円)

区分	市町村名	事 業 組 合	作 物 名	事 業 内 容	事業費
岩国	美 和 町	営農組合	水稻	トラクター、コンバイン他	21,754
		営農組合	水稻	トラクター、ドライブハロー他	11,779
山口	山 口 市	スカイラークス(OSABA)	水稻・麦	無人ヘリコプター	10,477
	阿 東 町	農協	水稻	水稻育苗施設整備 (改修)	14,811
美祿	小 野 田 市	協同組合	水稻・麦	堆肥保管施設整備	12,000
		農協	大豆	トラクター、コンバイン	28,027
	山 陽 町 楠 町	農協	大豆等	堆肥等集配システム他	41,966
豊田	菊 川 町	組合	麦	製造機械、施設改造等	34,748
	下 関 市	園芸組合	レタス他	パイプハウス	35,364
		営農組合	水稻・麦	トラクター、田植機他	19,399
	豊 田 町	園芸組合	マクワウリ	パイプハウス	11,970
萩	阿 武 町	土地利用組合	水稻、大豆	トラクター、田植機他	22,037
		生産組合	水稻、飼料稲	トラクター、田植機他	25,648
		あぶの郷	水稻、飼料稲	トラクター、農機具格納庫	18,858
	旭 村	生産組合	水稻、大豆	格納庫	10,154
	福 栄 村	農業公社	水稻	トラクター、コンバイン他	22,358

(注) 平成12年度から平成14年度は土地利用型農業等活性化対策事業補助金となっている。

県の説明によれば、

- ・ 売れる米づくりという目標の「売れる米」という目標値は何か。

平成15年度に国の研究会等を通じ、「昨年はこのような用途にこれだけの米が売れたので、次は市場のニーズに応じた米をこれだけつくるという意識の確立：米政策改革 (需要調整のあり方)」という、いわゆる「売れる米づくり」という概念が議論された。

県としては、そうした考え方が浸透するよう、ソフト対策を中心に本事業を立ち上げた経緯があり、各農協では「地域ブランド米戦略」に基づきビジョンを策定し、その中で主力商品として目標量を掲げている。

この事業の大半がトラクター、コンバインなどの農業用機械の導入が殆どであるが、「売れる米づくり」との因果関係は何か。

上記の状況から、他県に先駆け売れる米づくりに向けた取組として、個別完結型の稲作から組織的（生産組織、法人組織等）に取り組む稲作への展開が進むよう、15年度に「人」と「もの」の連携による本県水田農業の再構築に取り組んだものである。

（注）売れる米づくりとは共同乾燥調製施設を核に、地域の特性を生かしながら、品質向上やロットの確保に努めるとともに、実需者（卸売業者等）と連携を図った「買っていただく」といった視点に立った、「米づくり」をいう。

「人」については、本県独自に進めている「やまぐち型担い手組織」に係るプランが作成された地域を本事業の対象（採択要件）にすることとしている。

したがって、個人から組織的に売れる米づくりを進め、そうした組織を対象の中心にイニシャルコストの低減が図れるよう、生産条件の整備（稲作経営においては主要3作業（耕起、田植え、刈取）の機械取得に係る経費補助）を支援するものである。

e 補助金額の算出

(a) 売れる米づくり推進事業 補助事業費の2分の1以内

(b) 水田畑作物生産条件整備事業

① 小規模土地基盤整備 補助事業費の2分の1以内

② 共同利用施設整備 補助事業費の10分の5以内、ただし、施設園芸用施設は補助事業費の30分の10以内

③ 集団営農用機械整備 補助事業費の10分の5以内

(i) 監査の結果

a 目的適合性

菊川町手延素麺組合の製造機械、施設改造等費用34,748千円に対して17,372千円の補助が行われている。当該組合は素麺製造組合であり、支出も製造装置そのものであり、補助対象事業とすることには疑問であるが、地元産の麦を2分の1以上使用すると条件で補助対象としたものである。当該組合は従来外国産麦を使用してきたのであり、補助するのであれば、条件を明示した契約書等を作成すべきものである。

b 経済性

補助対象物品の購入にあたって、見積もり等は添付されているものの、1件のみであったり、2件でも関連事業者と考えられるものなど、適正な価格での購入がされたかの判断資料が残っていない。結局は市町村がチェックしているはず、自己負担があり安く買うはずの前提で行われている観がある。検討した資料の添付等処理基準を明確にすべきである。

(ii) 意見

a 当該補助事業は各農林事務所において実施されており、今回の監査では山口、美祢、豊田、萩事務所を抽出し、そのうちから補助金額の大きい事業を抽出した。補助金交付要綱に従って処理されていることは確認できたが、抽出した11件のうち5件が平成16年1月以降の補助申請となっている。本来各営農団体において事業計画し補助申請するのであれば事前に準備できているはずであり、市町村の補助金による制限があるとしても、年度末近くになって補助申請が出てくることは異常である。

b 農産園芸等振興対策事業に係る市町村補助金交付要綱、地域水田農業活性化緊急対策事業実施要領、同実施細則によれば、市町村長はこの事業の実施状況等を、事業実施年度から3年間、毎年度、当該年度における事業実施主体ごとの事業の実施状況、対象作物の生産状況等を翌年5月までに報告することとされている。この事業は平成15年度からこの報告はないので報告が効果のあるものか判断できないが、効果測定的面から考えれば事前に予測または目標としての判断基準が必要であり、結果として設備等が使用されておれば良いとなりがねない。効果測定のための判断基準を明確にしておくべきである。

c 国の「米政策改革大綱」によれば、米については国による生産調整から農業者・農業者団体による生産調整への転換を志向している。平成15年度は準備期間、平成16年度から20年度を移行期間としているが、国による作付面積配分から生産者団体による生産調整方針の作成へ移行するものであり、そうであれば、下記の点について補助金の考え方が現行では問題があると考えられる。

各市町村への配分は市町村からの申請により全体を調整（優先順位を付けていない。）しているが売れる米づくりの面からは最適地集中生産が必要であり、全体を調整することには限界がある。

イ (1202) 水田農業振興指導推進費 (要綱：平成12年6月9日施行)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

水田農業経営確立対策を着実かつ的確に実施するため、水田農業経営に係る指導推進及び助成金を交付する。

b 補助対象事業

事業実施する農業団体で、以下の団体に対して行っている。

- ・ 山口県農業会議 (以下「農業会議」という。)
- ・ 山口県農業協同組合中央会 (以下「農協中央会」という。)
- ・ 全国農業協同組合連合会山口県本部 (以下「山口県本部」という。)
- ・ 山口県農業共済組合連合会 (以下「共済連合会」という。)

c 補助金額

(単位 千円)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度
農 業 会 議	804	592	489
農 協 中 央 会	929	683	563
山 口 県 本 部	494	365	300
共 済 連 合 会	1,727	1,919	1,367
合 計	3,954	3,559	2,719

(注) 補助金の使途は会議に要する庁費・旅費および印刷代等である。

d 補助金額の算出

国の水田農業経営確立対策推進交付金が減額され、市町村への配分額が前年度の76.4%となったことから、公平性の観点から、前年度の団体への交付金の一般財源を市町村と同比率に減額している。

(イ) 監査の結果

交付金の額の確定は、実績報告書の提出を受けた場合において、その内容の審査の結果適当であると認めるときはとあるが、提出された書類についての書類審査のみで実質的な審査は行われていない。

(ウ) 意見

この事業は補助金の範囲内での事業と考えられ、効果があるかどうか不明であり、補助金が既得権化しているものと考えられる。

なお、これら補助金は国の水田対策の考え方の変更により、平成15年度で廃止された。平成16年度からは農業会議、農協中央会、全農山口県本部及び県の4者で構成される山口県水田農業改革推進本部に対する助成に変更されている。

ウ (1203) 野菜認定産地整備近代化事業 (実施要領：昭和61年7月15日制定)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

県内主要市場に対する県内野菜の供給率を安定的に高めるとともに、野菜生産農家の経営安定を図るため、野菜認定産地整備近代化事業を実施し、野菜認定産地等の整備近代化並びに産地の発展を促進するものとする。

b 補助対象事業

対 象 事 業 種 目	補 助 対 象 機 械 ・ 施 設 等 の 種 類
小規模土地基盤整備	簡易なほ場整備、かん排水施設等
共同育苗施設整備	育苗ハウス・床土調整機・灌水施設・暖房機及び付帯施設
栽培管理機械施設整備	播種機・定置灌水施設・畦立てマルチャー・移植機・防除機・土壌消毒機等
堆肥製造・施用機械施設整備	堆肥舎、トラクターショベル・深耕プラウ・心土破碎機等
集出荷・貯蔵用機械施設整備	簡易集荷所・調整機・フォークリフト・梱包機・保冷库等

c 補助事業者等

(a) 事業実施主体

この事業の実施主体は、市町村、農業協同組合、営農集団、農業生産法人、特認団体とする。ただし、小規模土地基盤整備については市町村において実施するものとする。

(b) 事業実施地区

この事業の実施地区は山口県野菜生産安定対策要綱 (昭和51年4月1日制定) に基づく認定産地、

並びに認定産地を志向する産地であり、かつ産地規模は露地野菜にあつては概ね3ヘクタール以上、施設野菜にあつては概ね1ヘクタール以上であること。

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫補助金	県費補助金	そ の 他
平成11年度	15,787	—	5,010	10,777
平成12年度	12,791	—	3,965	8,826
平成13年度	6,583	—	2,090	4,493
平成14年度	10,710	—	3,399	7,311
平成15年度	4,721	—	1,573	3,148

平成15年度補助実績

(単位：千円)

区 分	補 助 者	作 物	補 助 金 の 使 途	金 額	効果
下 関 市	園 芸 組 合	なす	フォークリフト、包装機、コンベア	1,031	注1
む つ み 村	農 協	夏秋トマト	電動フォークリフト	542	注2

注1) 労力負担の軽減

2) 予冷施設の効率的な運用

e 補助金額の算出

毎年度予算の範囲で定額

(イ) 監査の結果

手続としては指摘すべきことはない。

(ウ) 意見

労力の負担軽減という観点からは評価できるが農家の経営安定というからには収支の見通しが必要である。

下関市については生産量の増加はほとんど見込まれない。

一方、むつみ村については収穫量の増加に対応して利用ができると考えられる。

また、農用機械は年間の稼働時間が少ない。補助金を含めたトータルコストで投資に見合う収支があるのかを検討することが大切である。

エ (1204) 地産・地消対応型園芸産地育成事業 (実施要領：平成15年4月16日制定。ただし、前年度までは先導的園芸産地育成強化対策事業として実施)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

安全で高品質な園芸作物の供給拡大を目指す県内園芸産地の生産体制整備を支援することにより、量販店等の求めに応じた受注的な生産出荷が可能な園芸産地の育成を目的とした。

b 補助対象事業

- (a) 小規模土地基盤整備
- (b) 栽培管理施設整備
- (c) 共同利用施設整備
- (d) 共同利用機械整備
- (e) その他 特に知事が必要と認めるもの

c 補助事業者等

- (a) 市町村
- (b) 農業協同組合
- (c) 営農集団
- (d) 農業生産法人
- (e) その他知事が認める団体 (以下「特認団体」という。)

d 補助金額 (平成15年度から実施)

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫補助金	県費補助金	そ の 他
平成15年度	428,479	—	140,455	288,024

平成15年度の補助金の内訳実績

(単位：千円)

農林事務所	事業主体	作物	補助金の使途	補助金額
岩 国	園芸組合	トマト	ハウス	18,447
田 布 施	J A	花壇苗、かんきつ他	育苗施設、作業道他	32,647
山 口	J A	イチゴほか	パイプハウスほか	23,413
美 祢	J A	ハウレンソウほか	共同利用施設ほか	25,104
豊 田	園芸組合ほか	ナシほか	熟度・糖度センサーほか	12,634
萩	J A	ナシほか	選果機ほか	28,210
計				140,455

e 補助金額の算出

(a) 採択基準

- ① 対象産地に係るマーケティング戦略を策定すること。
- ② 対象産地の栽培面積が次に掲げる規模以上であること。
 施設野菜 3 ha
 露地野菜 5 ha
 果 樹 5 ha
- ③ 担い手育成の体制が整備されていること。
- ④ 野菜については、産地改革計画を策定又は策定予定であること。
- ⑤ 果樹・花きについては、認定農業者等産地の核となる担い手がいること。
- ⑥ 栽培管理施設の整備面積は30 a 以上であること。その他の事業内容については50 a 以上の受益面積があること。

(b) 補助率

補助事業費の3分の1以内又は間接補助事業の場合で市町村が県の補助金額と同額以上を加えて補助する場合3分の1以内

ただし、小規模基盤整備については、2分の1以内又は間接補助事業費の場合で市町村が県の補助金額の4分の1以上を加えて補助する場合は2分の1以内

農協等消費税還付団体については、総事業費のうち消費税を除く分が補助対象となる。

(イ) 監査の結果

監査の対象として山口、美祢、豊田及び萩の各農林事務所を選定した。

この補助金を受けるためには農業協同組合は「マーケティング戦略の策定」(平成15年4月16日付け生産流通第70号)を作成しなければならないことになっている。その内容は県内供給量拡大目標の設定として生産量、出荷量等を策定することが求められている。

しかし、農家にとって最も大切なことは出荷を増やし、その結果として収入が増加し、費用がどれくらい増加し、農家の利益がいくら増えるのかにあるのではないだろうか。この視点がこの戦略に入っていないのは重大な欠陥であると判断する。

農業の後継者育成のためにはもうかる農業を目指すことが大切である。もうかるかどうかを判断できる算定式または、収支計画を誘導することが農業政策の最重要課題と考えるがどうか。

また、高品質化とはなにか(品質の差別化)について具体的な基準がないとのことであるが目標値を求めその実現を目指すものでなければこの事業は場当たりのものとなり事業の持続は難しいと考える。

(ウ) 意見

この補助金は下記の補助金が廃止されたことにより平成15年度から実施された。

「先導的園芸産地育成強化対策事業」(平成12年5月制定。平成14年度廃止)

補助金額が多額であったのでその成果を検討してみた。

補助金額等の推移

(単位：千円)

年 度	事 業 費	県 補 助 金 額
平成12年度	732,657	228,910
平成13年度	697,938	223,764
平成14年度	591,772	201,090

先導的園芸産地育成強化対策事業の廃止理由等について

① 事業の目的である産地規模（生産量）の拡大については1億円産地（リーディング産地）の育成に向け、ある程度の成果が得られた。

萩市農協のブロッコリー (H11→H13:155.8% (168.8%))

山口美祢農協のホウレンソウ (H11→H13:126.8% (161.3%))

防府とくち農協のいちご (H11→H13:117.5% (126.4%))

()内は平成14年度目標数値

② しかし、近年の産地間競争の激化により、販売価格は下落傾向にあり、今後は、次の視点により産地規模拡大よりも高鮮度・高品質に重点を置いた新たな施策を推進する。

- ・ 県産農産物に対するニーズは、低価格よりも新鮮・高品質かつ安心・安全にある。(県内販売協力店におけるアンケート結果)

- ・ 本県園芸産地の特徴は、少量多品目(県内共販産地326産地)である。

廃止理由のなかではある程度の成果が得られたとして生産量の増加率が示されている。しかし、基本的な目標である「農家の収益」がどうなったかの分析は示されていない。これでは今回の要綱改定への橋渡しができない。

オ(1205)花壇苗等花き産地拡大推進事業(要綱:平成14年6月3日施行)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

「やまぐちフラワーランド(仮称)」の整備に併せて、園内に植栽する花壇苗等を安定的に供給する産地を育成するとともに、フラワーランド開園に向けた気運を高める取り組みを支援し、県東部ひいては県全域における花きの生産拡大を図ることを目的とする。

なお、この事業の実施期間は平成14年度から平成16年度とする。

b 補助対象事業

(a) 産地拡大対策

花壇苗等の周年安定出荷体制を確立するため、以下の事項に取り組む。

① 地域協議会の開催

② 作業分業体制の整備

③ 実証ほの設置

④ 栽培研修会の開催

⑤ 需要動向調査の実施

⑥ その他必要な事項

(b) 消費拡大対策

生産者と消費者との連携により花き消費を拡大するため、以下の事項に取り組む。

① ワークショップの開催

② 消費拡大イベントの開催

③ 講演会の開催

④ その他必要な事項

c 補助事業者等

(a) 産地拡大対策は農業協同組合とする。(間接補助)

(b) 消費拡大対策は市町村とする。

d 補助金額(平成14年度からスタート)

(単位:千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成14年度	8,000	—	3,000	5,000
平成15年度	8,000	—	3,000	5,000

平成15年度の内訳

(単位:円)

産 地 拡 大 対 策	事 業 内 容	事 業 費
地域協議会の開催	南すおう花き振興協議会の活動	800,000

作業分業化体制の整備	プラグ苗生産システムの検討 培土作成の検討	1,300,000
実証ほの設置	栽培マニュアルの作成等 プラグ苗生産の検討	760,000
栽培研修会の開催	育苗ボランティアの講習会	1,140,000
需要動向調査の実施	市場やシステム等の調査 情報収集機器等の整備	2,000,000
	合 計	6,000,000

消費拡大対策	事業内容	事業費
ワークショップの開催	フラワーランドの検討など	50,000
消費拡大イベント・講演会の開催	やないフラワーフェスタの開催	1,700,000
その他	情報収集及び情報発信等について	250,000
	合 計	2,000,000

e 補助金額の算出

補助事業費の2分の1以内

(イ) 監査の結果

【合規性】

柳井市から提出された実績報告書には、事業費の内訳が上記のように記載されている。

上記のような報告書だけでは支出した金額の真实性・妥当性の判断が難しい。これ以外の事業費があるのであれば全体の事業実績を表す資料を徴求しないと補助比率の算定ができない。同時に県も審査できないことになる。現実にはそれぞれの事業費がすべて万円単位であるということは通常ではありえない。予算消化かもしれない。

カ (1206) 米穀流通調整事業（農産園芸等振興対策事業に係る市町村補助金交付要綱）（平成7年度から開始）

(ア) 制度の概要

a 補助目的

食糧法の改正により米穀の小売りに係る業者販売登録制が導入され米穀の流通を円滑かつ適正に実施するために、市町村に対し、予算の範囲内において、米穀流通調整事業費を交付する。

b 補助対象事業

市町村は、米穀の流通を円滑かつ適正に行うために、米穀の流通秩序改善及びそのPR等に努めるものとする。

c 補助事業者

市町村

山口県米麦改良協会

山口県自主流通米連絡協議会

d 補助金額

(a) 市町村

(単位：千円)

年度	事業費	国庫補助金	県補助金	市町村
平成11年度	2,265	—	2,043	222
平成12年度	892	—	707	185
平成13年度	905	—	714	191
平成14年度	2,080	—	1,836	244
平成15年度	822	—	651	171

(注) 平成15年度の対象交付団体は下関市ほか52件である。

(b) 山口県米麦改良協会

(単位：千円)

年度	事業費	国庫補助金	県補助金	協会
平成11年度	1,254	—	324	930
平成12年度	830	—	259	571
平成13年度	619	—	245	374
平成14年度	542	—	245	297

平成15年度	368	—	245	123
--------	-----	---	-----	-----

(c) 山口県自主流通米連絡協議会

(単位：千円)

年度	事業費	国庫補助金	県補助金	協議会
平成11年度	300	—	72	228
平成12年度	262	—	57	205
平成13年度	109	—	54	55
平成14年度	292	—	54	238
平成15年度	267	—	54	213

d 補助金額の算出
定額

(イ) 監査の結果

a 合规性

審査資料はない。

支出内容のチェックはしていない。

b 経済性・効率性

平成15年度の交付団体は53件である。1件当たりの補助金は極めて少額であり、事務処理経費の方が多くなると考えられる。機械的に処理していたことになる。

なお、平成16年4月1日施行の改正食糧法により、計画流通制度が廃止されたことから、補助金は平成15年度をもってすべて廃止される。

(ウ) 意見

実施要領の事業内容には米穀の流通秩序改善及びそのPR等に努めるものとするがあるが、市町村に対する補助金が開始された平成6年度当初は、計画流通制度の周知を行ってきたが、最近では、米穀流通調整事業として米穀小売業の登録・更新、変更登録主体に実施されており、PR等については行われていない。実施要領上の支出費目には、旅費、報償費、印刷製本費、借料及び損料、広告費、燃料費、賃金、通信運搬費、消耗品費があげられているが、当初予定の事業目的の内容とは乖離している。米穀小売業の登録・更新、変更登録という事業内容だけを予定していたのであれば、市町村の事務費（消耗品費等）関係の科目だけでよかつたはずである。スタート時から有効性に問題あり。事務負担の軽減化という経済性も考慮すると、市町村が事業主体の他の同種補助事業（たとえば米穀流通消費改善対策事業、米消費拡大対策事業等）との整理統合を図るべきではなかったかと考える。

キ (1207) 学校給食主穀利用促進事業（実施要領：平成15年4月1日適用）

(ア) 制度の概要

a 補助目的

学校給食における県産主穀（米、大豆、小麦）の利用促進を行うことにより、児童・生徒がおいしい県産米と県産原料100%の豆腐・パン・麺を食べる機会を増やし、県産主穀の需要を確保・拡大するとともに、地産・地消推進の加速化をはかる。

b 補助対象事業

山口県米飯給食等推進委員会が、補助対象校における補助対象の米穀・豆腐・パン及び麺の利用実績に応じ、利用拡大経費（過去3年間の平均取引価格を県内産の価格との差額が生じる場合その差額が15%以上の場合）を支出する事業に、中央会が、県内の学校給食における県産米並びに県産原料100%の豆腐・パン及び麺の利用促進を図るため補助を行う場合、県は予算の範囲内でその経費の一部を補助する。

c 補助事業者

山口県農業協同組合中央会

d 補助金額（平成15年度からスタート）

(単位：千円)

年度	事業費	国庫補助金	県費補助金	中央会
平成15年度	21,498	—	10,749	10,749

e 補助金額の算出

県産品使用実績に一定の率を乗じて算出した総事業費の2分の1

(イ) 監査の結果

a 合規性

要綱（第14条）上は、県が直接補助事業者（中央会）に対する検査をするとあるが実施要領上は中央会会長が間接補助事業（山口県米飯給食等推進委員会）の事業計画、実施報告に対する審査を行うことになっている。要綱と実施要領との間に整合性がとれていない。

b 有効性

(a) 要綱上、補助金の交付目的として「学校給食における県産主穀（米、大豆、小麦）の利用促進を行うことにより、児童・生徒がおいしい県産米と県産原料100%の豆腐・パン・麺を食べる機会を増やし、県産主穀の需要を確保・拡大するとともに、地産・地消推進の加速化を図る。」とあるだけで、達成すべき目標水準が明らかにされていない。これでは、予定された補助金の事前評価のみならず、予定評価と実績との比較による事後評価もできない。

(b) 平成15年度にスタートしたこの事業は3年後に見直すことになっているが、3年後の目標達成水準（利用拡大目標）が不明確である。

ク (1208) 果実需給安定対策事業（要綱：昭和52年2月28日施行）

(ア) 制度の概要

a 補助目的

果実等生産出荷安定対策実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2744号農林水産事務次官依命通達）に基づき、果実の需給の均衡、果樹農業者の経営の安定を推進するため、社団法人山口県青果物生産出荷安定基金協会が行う交付準備金の造成等に対する補助。

b 補助対象事業

- (a) 計画生産出荷促進事業
- (b) 緊急市場隔離促進事業
- (c) 経営安定対策事業
- (d) 加工原料用果実価格安定対策事業

c 補助事業者

社団法人山口県青果物生産出荷安定基金協会

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫補助金	県費補助金	そ の 他
平成11年度	104,513	—	9,696	94,816
平成12年度	54,145	—	6,839	47,305
平成13年度	120,867	—	20,752	100,115
平成14年度	129,421	—	31,547	97,873
平成15年度	213,256	—	44,446	168,809

基金の推移

(単位：千円)

区 分	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
前 年 度 残 高	57,527	19,885	37,783	18,912	40,310
当 期 造 成 額	42,315	30,814	225,437	118,155	194,545
当 期 交 付 額	78,647	5,966	209,035	59,548	175,320
(拠出金返還額他)	1,310	6,950	35,272	37,209	0
年 度 末 残 高	19,885	37,783	18,912	40,310	59,535
実 施 事 業 件 数	7	7	4	3	3

(注) 記載金額は総造成額（国、県、生産者）

県基金の年度（8月—7月）で記載している。

e 補助金額の算出

事業の区分	補 助 対 象 経 費	補 助 率
1 計画生産出荷促進事業	(1) 計画生産の促進に充てるための交付準備金を造成するのに要する経費	交付準備金造成額の1/5以内
	(2) 計画出荷の促進に充てるための交付準備金を造成するのに要する経費	交付準備金造成額の1/6以内

2 緊急市場隔離促進事業	需給調整機能の回復・強化を図るため。出荷が集中する特定時期の生果の需給調整のため、高品質果汁等への加工仕向を促進する事業の交付準備金の造成に要する経費	交付準備金造成額の1/4以内
3 経営安定化対策事業	指定果実生産者の補てん金に充てるための交付準備金造成に要する経費	交付準備金造成額の1/4以内
4 加工原料用果実価格安定対策事業	加工原料用果実の生産者補給金に充てるための交付準備金造成に要する経費	交付準備金造成額の1/4以内

(イ) 監査の結果

【合規性】

実績報告書の審査資料もなく、実際に審査もなされていない。

基金協会の通常総会における決算承認をもって審査に置きかえているが、要綱上は問題である。

ケ (1209) 野菜価格安定対策事業 (特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領 (農水省)、県は要綱：昭和54年11月2日施行)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

近年の野菜消費の多様化、野菜生産者の高齢化等の進展に伴い、野菜の需給及び価格安定を図ることが重要な課題となっていることにかんがみ、野菜の需給及び価格の安定上重要な指定野菜に準ずる野菜並びに都市圏の野菜産地、野菜指定産地への計画的な育成を推進する野菜産地及び中山間地域の野菜産地から出荷される指定野菜について、一体的に特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施することにより、安定的な供給を図り、もって、野菜園芸の発展と国民消費生活の安定に資すものとする。

b 補助対象事業

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業につき補助金を交付するために必要な資金を造成し、これを財源として野菜生産出荷安定法に基づき補助金を交付する。

c 補助事業者等

社団法人山口県青果物生産出荷安定基金協会

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国 庫 補 助 金	県 費 補 助 金	そ の 他
平成11年度	17,752	—	8,876	8,876
平成12年度	17,958	—	6,839	11,119
平成13年度	6,247	—	3,123	3,123
平成14年度	5,419	—	2,709	2,710
平成15年度	13,435	—	6,929	6,506

基金の推移

(単位：千円)

区 分	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
前年度残高	312,423	309,487	298,117	284,074	256,910
当期造成額	44,397	30,264	22,910	19,587	23,431
当期交付額	17,124	31,659	23,918	26,250	17,475
年度末残高	339,696	308,091	297,109	277,410	262,866
返還金等	△30,209	△9,973	△13,035	△20,500	△8,151
次年度繰越額	309,487	298,117	284,074	256,910	254,714
実施事業件数	15	20	16	15	19

e 補助金額の算出

事業区分	補助率	備 考
野菜価格安定対策事業		交付準備金造成費＝交付準備金造成単価×交付予約数量
1 野菜価格安定対策強化事業	負担金造成費の2分の1以内	負担金造成費＝負担金造成単価×交付予約数量 負担金造成単価＝交付準備金造成単価×0.85
2 特定野菜価格安定対策事業	交付準備金造成費の3分の1以内	
3 指定野菜供給補完産地育成価格差補給事業	交付準備金造成費の4分の1以内	

(イ) 監査の結果

指摘はなし。

コ (1210) 彩りの伝統野菜等振興対策事業 (要領：平成14年6月5日施行)

(ア) 制度の概要

a 交付目的

本県の伝統野菜等 (県内の一定地域で伝統的に栽培されている野菜及び果樹で、全国的に市場流通している品種とは形状や品質等が異なるもの及びそれらを基に育成したものをいう。) の生産拡大及び流通強化に取り組むことにより、地域の特産品としての定着化を図り、県民への多彩な食材の供給及び地域農業の活性化に資することを目的とする。なお、当事業の実施期間は平成14年度から平成16年度である。

b 補助対象事業

- (a) 地区推進検討会の開催
- (b) 生産体制の整備
- (c) 採種体制の整備
- (d) 地域内流通体制の整備
 - ① 試食検討会、利活用検討会等の開催
 - ② 試験販売の実施

c 補助事業者等

市町村、農業協同組合、生産者組織等 (伝統野菜等の生産振興を行おうとするものを構成員とする組織であり、かつ、組織及びその運営に関する規約が定められているものをいう。)

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫補助金	県費補助金	そ の 他
平成14年度	2,073	—	1,050	1,023
平成15年度	2,048	—	1,024	1,024

平成15年度は7団体へ補助

e 補助金額の算出

補助事業費又は間接補助事業費の2分の1以内

(イ) 監査の結果

【合規性】

萩市が県に提出した実績報告書 (平成16年3月9日提出) の「補助事業の経費の配分及び負担区分」は、以下のとおりである。

(単位：千円)

総 事 業 費	補 助 対 象 事 業 費	負 担 区 分		
		県	市 町 村	集 落 等
300	225	150	75	75

補助金額は、補助事業費の2分の1以内であるから、支出金額の誤りであるか否か質問したところ、補助対象事業費が記入間違いであった。実績報告書の差し替えが必要である。

(ウ) 意見

【有効性】

当事業の実施主体は平成15年度で7団体あるが、その内の下関からの実績報告書等によると以下のとおりである (補助金内訳 県149千円 下関市150千円)。

当初の計画と実績は以下のとおりである。

区 分	栽培面積 (a)	生産量 (kg)
計 画	30	12,900
実 績	約27	約9,000

生産量は、平成14年度、15年度は定植時期である、秋の雨量が少なく、初期成育に影響があった。また、16年度は台風の影響を受けている。加えて、平成15年3月10日付で農薬取締法の改正に伴い、伝統野菜である「彦島春菜」はマイナーな葉菜類であるため、指定適用農薬がなく、無農薬に等しい栽培条件となっている。従って労働条件が厳しいことは十分考えられる。

伝統野菜である「彦島春菜」を、任意団体であるUセンターの女性グループに観光物産品として、商

品開発と種の保存及び栽培体系のため業務委託している。その任意団体の当野菜に関する収支実績は以下のとおりである。

年 度	販 売 額	利 益	利 益 率
平成14年度	1,629千円	230千円	14%
平成15年度	1,208千円	296千円	25%

なお、平成16年度は販売予定額2,000千円を見込んでいる。

これ以外に市場や業者への食材提供や個人での取り扱いがあるが、販売状況は把握できていない。しかしながら、これが全体として栽培農家20戸の経営に与える収入増は、わずかな金額であることは間違いない。これでは上記に記載したとおり、無農薬に等しい栽培条件であるため、農業生産者の高齢化を含め、栽培農家として今後継続して耕作し続けることが可能か否かは疑問である。

また、当事業は平成14年度からの3年間というサンセット方式だが、1事業主体あたりの県からの補助金平均額は約150千円弱であり、このような金額僅少な補助金行政の有効性の再検討が今後望まれるところであると考ええる。

サ (1211) 見つめて！山口農産物愛用促進事業補助金（要領：平成13年6月7日施行）

(ア) 制度の概要

a 交付目的

県民の県産農産物に対する新鮮・安全・安心志向に応え、県産農産物の安定販売と供給を図るため、生産者、流通販売関係者、消費者が協働して、県産農産物の愛用運動（地産・地消）を推進（流通対策事業）することを目的とする

なお、この事業の実施期間は、平成13年度から平成15年度までである。

この事業の経緯

「顔の見える農産物流通促進事業」と「もっと知ってやまぐち米事業」の両事業は、平成12年度でスクラップし、平成13年度から平成15年度までの「見つめて・やまぐち農産物愛用促進事業」へと事業を拡張して実施している。

b 補助対象事業

(a) 推進体制の整備

推進委員会の運営

(b) 県産農産物のPR・広報

- ① CMビデオ、ポスター等の作成
- ② 広報誌「ぶちうま！yamaguchi」の発行
- ③ ホームページ「見つめて.net」の充実
- ④ 県産農産物の展示・試食

(c) 流通・加工関係者、消費者との連携強化

- ① 受注調整会議の開催
- ② 生産流通アドバイザーの活動
- ③ 県産農産物モニターの活動
- ④ 消費者団体等との連携強化

(d) 県産農産物の販売促進と需要拡大

- ① 販売協力店の設置・運営
- ② 販売促進キャンペーンの展開
- ③ 大口需要先の利用促進
- ④ 学校給食との連携強化
- ⑤ 「通い容器」を利用した流通の導入・実証

c 補助事業者等

見つめて！やまぐち農産物愛用推進委員会

生産者、流通・加工関係者、消費者、行政などの12組織の代表者で構成

d 補助金額

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫補助金	県費補助金	そ の 他
平成13年度	64,000	—	32,000	32,000
平成14年度	64,000	—	32,000	32,000
平成15年度	64,000	—	32,000	32,000

e 補助金額の算出

補助事業費の2分の1以内

(イ) 監査の結果

【合規性】

備品消耗品の購入について

この事業は平成15年度に終了することが決まっている。しかし、推進委員会・事務局運営費の支出内訳を見ると、3月31日に備品消耗品として、パソコン、プリンターインクなど総額1,014千円の支出がある。事業終了直前の備品購入はこの事業の遂行に役立っているとは考えられない。また、事業終了後これら備品はどうするのか。

(ウ) 意見

a 有効性

当事業は県産農産物の利用を促進するために、消費者団体、流通・加工関係者、生産者団体が連携した委員会を設置し、県内で生産された農産物を県内で消費する「地産・地消」を進める事を目的とするものである。この「地産・地消」の認知度について、県が県民に対して実施したアンケート調査でも以下のように一定の効果が認められている（平成15年度と平成16年度に実施）。

- (a) よく知っており意識して県産農産物を購入するようにしている（25.7%から32.8%へ上昇）。
- (b) 知っているが買い物の際には特に意識していない（33%から38.3%へ上昇）。
- (c) 言葉を聞いたことがあるが内容は知らない（12.6%から10.3%へ減少）。
- (d) 初めて聞いた言葉である。（24.6%から16.7%へ減少）

どである。

従って、内容まで含め知っていると回答した者は58.7%から71.1%に増加しており、認知度は高まっている。広告宣伝を行えば認知度が向上するのは当然である。その結果がどうなるかという数値の目標が必要である。すなわち、県産品の何が好まれたか、何が嫌われたかが明らかにならないと行政に活かす有効なデータが得られない。

b 経済性・効率性

(a) 予算の効率的・経済的な使用について

平成15年度の業務区分ごとの内訳金額は以下のとおりである。

(単位：千円)

区 分	内 容	予算金額	実績金額	増減率(%)
1 推進体制の整備	推進委員会の運営	2,146	4,108	191
2 県産農産物のPR・広報	CM、ビデオ、ポスター等の作成	11,094	10,944	99
	広報誌「ぶちうま!yamaguchi」の発行	2,160	3,906	181
	ホームページ「見つめて.net」の充実	788	4,161	528
	県産農産物の展示・試食	768	824	107
3 流通・加工関係者、消費者との連携強化	受注調整会議の開催	6,174	2,759	45
	生産流通アドバイザーの設置活動	2,190	609	28
	県産農産物モニターの設置・活動	3,196	828	26
	消費者団体等の連携強化	4,396	387	9
4 県産農産物の販売促進と需要拡大	販売協力店の設置・運営	8,815	10,438	118
	販売促進キャンペーンの展開	7,571	17,108	226
	大口利用先の利用促進	2,497	2,535	102
	学校給食との連携強化	3,237	307	9
	「通い容器」を利用した流通の導入・実証	8,968	5,086	57
	合 計	64,000	64,000	100

事業実施計画書上の事業費（予算）と実績報告書上の事業費とは、合計では64,000千円で一致している。しかし、業務区分ごとの内訳金額で見ると上記の表に示すとおり、予算と実績との差が大きい。予算と実績の差異が著しい場合は、推進委員会において増減理由を明らかにして予算補正の承認

をとり、県は審査において増減理由の妥当性をチェックする必要がある。

たとえば、ホームページの予算の大幅な増加、流通・加工関係者、消費者との連携強化が大幅に減少したことによるこの事業の効果に及ぼした影響などを、経済性・効率性の観点から審査すべきである。

- (b) 業務区分は違うが、同一の業者に対して以下のように支出が行われている（他にも同様のケースはある）。

PR広報	10,101千円
販売協力店	6,641
販売促進キャンペーン	4,073
外食産業	352
合計	21,167千円

県の話では、年間を通して業務区分ごとにコンペを行うが、業務を横断するものについては考慮していないそうである。業務区分ごとの発注内容を年度当初に確認し、当事業全体として入札を行うことにより、より経済性が働くものとする。

- (c) 著作権について

3月にホームページの著作権購入費として2,381千円が支払われているが、権利の取得はだれに帰属するのか、事業を終了するのに取得する意味が不明である。

3 総合意見

- (1) 山口県の行政施策の理念や方針は、公表されている「やまぐち未来デザイン21」の中で示されており、次の3つの視点により、県民の力、市町村の力、県の力を結集し、本県の総合力を高めながら、施策を推進することが明らかにされている。

【3つの視点】

「今なすべきこと」に集中した施策の推進

本県にとって、「今、何が必要で、何をなすべきか」を的確に判断しながら、施策を集中的に推進します。

「成果重視」の施策の推進

県民の視点に立って、施策が当初の目的を達成しているかどうかの確認を行い、改善を図ることにより、県民にとって最適な行政サービスを実現します。

「やまぐち方式」の施策の推進

本県の資源や特性を最大限に生かした、全国から注目される山口県発の独創的な施策を推進し、山口県の個性とも言える「山口県らしさ」をさらに創造します。

第一の視点である「今なすべきこと」に集中した施策の推進については、平成15年度までの補助事業の推移、内容を見る限り、補助事業の選択と集中が積極的に推進されているとはいえない。

例えば、前年度の補助金実績に対して一律にシーリングをかけているケースが多く、補助事業間のバランス是正がなされていない。

また、今回監査対象外とした事業で予備調査で閲覧した事業の中にも少額補助事業が多くあり、補助金額も固定化されている。補助金交付手続に要する行政コストも補助金の一部と考え、費用対効果を考慮した選択と集中を推進する必要がある。

第二の視点である「成果重視」の施策の推進については、平成12年度から実施されている政策評価システム等の中で補助事業の事中評価がなされ、毎年成果を重視した補助事業の見直しがなされている。しかし、具体的な評価基準が示されていないため、評価に客観性がなく、その信頼性は弱い。補助事業の目標水準を定量化して実績比較を行い、成果評価の信頼性を高めなければ成果重視の施策が推進されたとは言えない。

さらには、補助効果が補助事業者に役立ったかという評価だけでなく、県政にとってどうであったか、補助効果が行政にどのようにはね返っているかという測定尺度の評価が必要である。

第三の視点である「やまぐち方式」の施策の推進について、補助事業においても「やまぐち方式」という視点に立った本県独自の取り組みをお願いするものである。

- (2) 補助金を削減することによって生ずると想定される問題点

補助金を削減・廃止することは簡単なようで困難なことが多い。

すでに指摘した一部の補助金を除き、直ちに廃止すべきものは見当たらない。

したがって、補助金を廃止・削減することによって関係する利害関係者にどのような影響が起こるかを検討

し、他の方法で補助に代わるものを提供する必要がある。その上で削減・廃止を決める必要がある。

補助金の削減・廃止は例えば

財団法人であれば財源をどこに求めるか。

社団法人であれば会員の会費、負担金、寄附金の増額は可能か。

市町村等への負担増加をどうするか。

その他関係者の利用料を増額するか。

などが検討事項となる。

根本に遡って補助金支出の展望を考える必要がある。

たとえば、(1104)土地改良施設維持管理適正化事業のように県内には非常に多数の維持すべき施設が存在する。また、この事業以外にも別の所管部署で管轄している同様な施設がある。今後設備の老朽化は急速に進むものと考えられ、もしもシーリングをかけて補助金を減額していけば関係者の負担は急速に増加することになる。ことは補助金の問題だけではない。

これについてはこのような設備が不要になるような土地の利用方法にまで考えを致さなければ事態の解決にはならない。

(4002)中学校体育大会等派遣関係事業費、(4004)高等学校体育大会等派遣関係事業費の補助金を削減すれば父兄の負担が増えることになるが、それを回避する方法は見いだせるかなどがある。

行政の手腕が問われるし、行政として知恵を出す好機であるとも考える。

(3) 単発補助の評価と説明責任

単発補助については事後評価がない。

総合評価は継続事業に対するものを次にどう活かすかが要点となっているが、単発補助については、それだけを事後評価しないと補助がどうなったのかが県民には分からない。

重要な事業については説明責任があると考ええる。

第4 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

